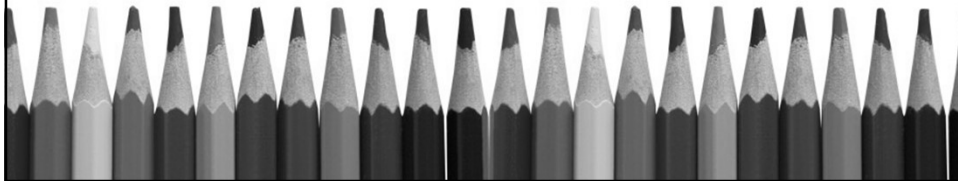


「障害福祉サービスとは」

BNDD 代表世話人
みんなのサポートセンター 相談支援専門員
飯島 光博



自己紹介

氏名：飯島 光博

出身：茨城県

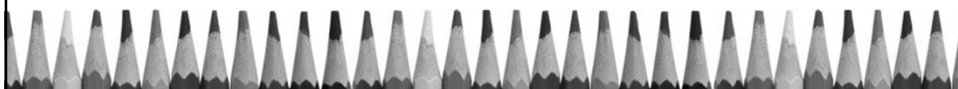
株式会社ROUNDAABOUT 代表取締役

運営事業所

- ・相談支援事業所みんなのサポートセンター
- ・共生型デイサービス みんなのリハビリセンター土浦

保有資格

- ・理学療法士、中級障害者スポーツ指導員、PHIピラティスインストラクター、福祉住環境コーディネーター2級 等



みんなのリハビリセンター土浦



みんなのリハビリセンター土浦 MINRIHA!

半日型機能訓練施設

当施設は、短期間・少人数体制で、運動能力向上に的を絞った半日型サービスです。

看護師が常勤しており、お身体についてのお悩みや相談もできます。

TEL: 029-896-3280

FAX: 029-896-3281

事業所番号

通所介護:0890300320 放課後等デイサービス:0850300369

自立訓練(機能訓練):0810300855

みんなのサポートセンター



みんなのサポートセンター MINSAPO!

相談支援事業所

障害福祉に関するサービスや制度についてのご相談、各機関との連絡調整を行い、サービスの利用状況や生活状況を随時把握し、支援します。

TEL: 029-828-4839

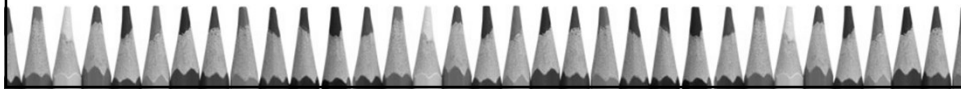
FAX: 029-828-4840

事業所番号

障害者相談支援:0830300760 障害児相談支援:0870300282

目次

1. BNDDとは
2. 障害福祉サービスの種類
子供・大人
3. 利用するまでの流れ
サービス受給者証発行の手続き
4. 利用料金は？
5. 質疑応答

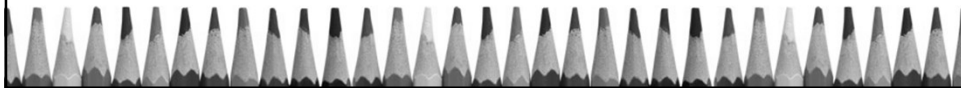


1. BNDDとは

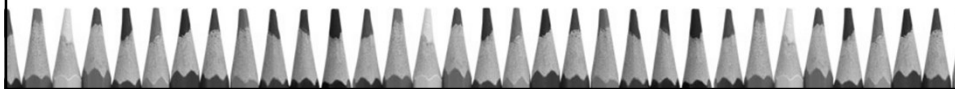
Beneficial Network for Developmental Disabilities
「発達障害に関する有意義な情報共有」
専門家と家族をつなぐ場



Beneficial Network for Developmental Disabilities



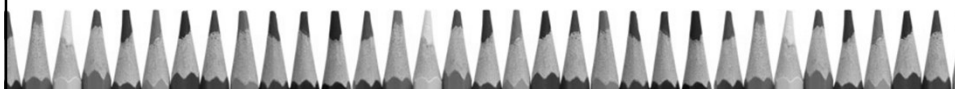
2. 障害福祉サービスの種類



障害福祉サービスの種類

子供への支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 短期入所・障害児入所施設

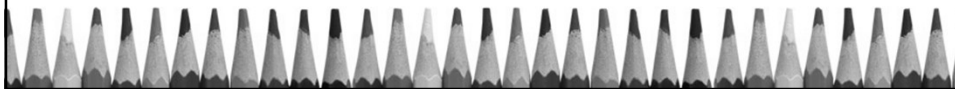


●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など

●放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う

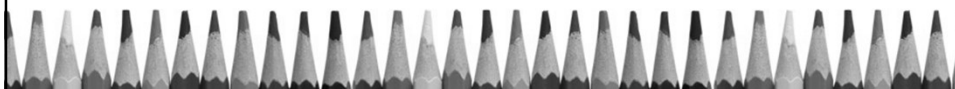


●保育所等訪問支援

障害児本人が集団生活適応のために訓練、訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。

※支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。

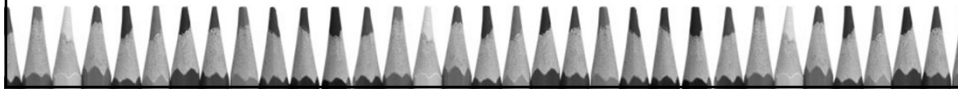
※訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）があたります。



●短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています



障害福祉サービスの種類

大人への支援

<在宅生活を支援>

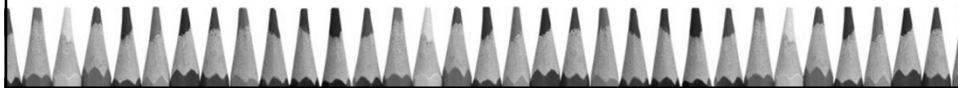
- ・居宅介護・重度訪問介護
- ・短期入所

<外出を支援>

- ・行動援護
- ・同行援護

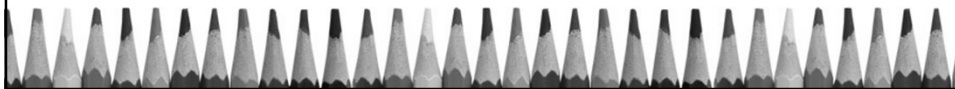
<住まいの支援>

- ・共同生活援助、施設入所



●居宅介護**身体介護** 入浴、排せつ、食事等の介助**家事援助** 調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など**その他** 生活等に関する相談や助言**●重度訪問介護**

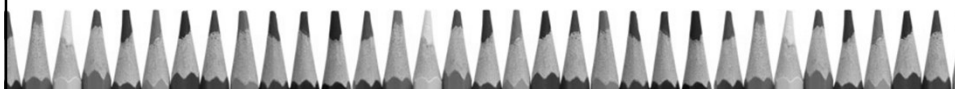
重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方。

**●行動援護**

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

●同行援助 ※視覚障害者が対象

- 外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含みます。）
- 外出時における移動時や外出先において必要な移動の援護
- 外出時における排泄・食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助



● 共同生活援助

共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

● 施設入所

生活介護、自立訓練または就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、主に夜間に次のようなサービスを行います。

- ・ 居住の場の提供
- ・ 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ・ 食事の提供
- ・ 生活等に関する相談、助言
- ・ 健康管理

障害福祉サービスの種類

< 訓練・日中の支援 >

- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・ 生活介護

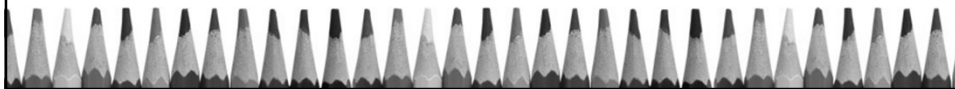
< 就労訓練 >

- ・ 就労継続支援A型事業所
- ・ 就労継続支援B型事業所
- ・ 就労移行支援

障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、通所の形式で次のようなサービスを行います。なお、障害のある方の自宅を訪問する形式で行うこともあります。

- 自立訓練（機能訓練）
- 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション
- 生活等に関する相談、助言
- その他の必要な支援

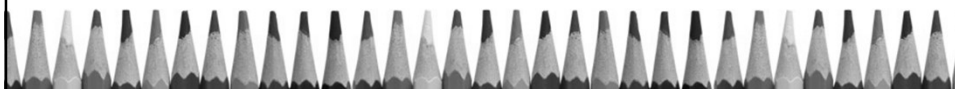
- 自立訓練（生活訓練）
- 入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 生活等に関する相談、助言
- その他の必要な支援



●生活介護

障害者支援施設などで、主に昼間において、次のようなサービスを行います。

- 入浴、排せつ、食事等の介助
- 調理、洗濯、掃除等の家事
- 生活等に関する相談、助言
- その他日常生活上の支援
- 創作的活動、生産活動の機会の提供
- 身体機能や生活能力の向上のために必要な援助

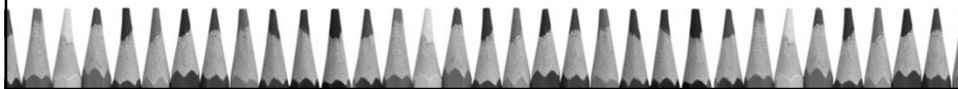


就労継続支援 A 型事業所

雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方



就労継続支援 A 型事業所

雇用条件（例）

給与：時給851円～（都道府県の最低賃金に順ずる）

就労時間：9：00～15：00（5～6時間程度 ※場所によって7時間勤務も）

勤務日数：23日/月（月の日数－8日数）に合わせて。

有給休暇：あり

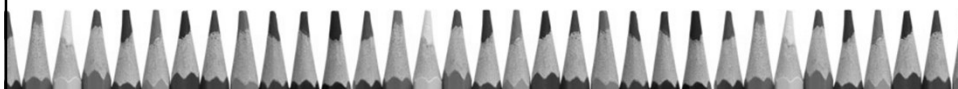
社会保障

- ・雇用保険 週20時間以上勤務であれば加入
- ・社会保険 常勤の3/4時間以上勤務であれば加入。有給休暇あり

通勤方法：基本的には自分で。場所によって送迎もあり

作業内容：梱包、清掃、弁当製造・配達、ほし芋加工・販売など

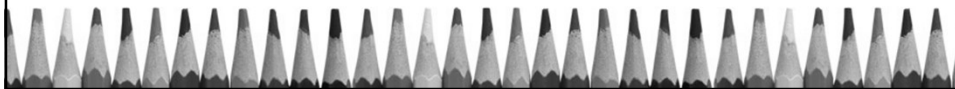
※自社製品の一部、業務委託



就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

- (1) 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方
- (3) (1)(2)に該当しない方であって、50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者
- (4) 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方



就労継続支援B型事業所

就労条件（例）

工賃：数千円～2万円/月 ※能力給に応じて。数万円もらえるところも！

就労時間：9：00～15：00 （5～6時間程度）

勤務日数：本人の体調に合わせて。

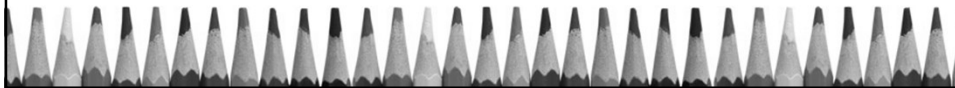
社会保障：なし

通勤方法：基本的に送迎のところが多い

作業内容：梱包、清掃、弁当製造・配達、保護犬の世話など

簡単な作業が多く、作業能力についても言及されないことが多い

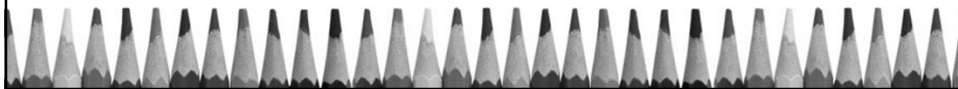
※自社製品の一部、業務委託



就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。

- (1) 就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方



就労移行支援

利用条件（例）

工賃：基本無給。場所によって工賃が発生

就労時間：9：00～15：00（5～6時間程度）

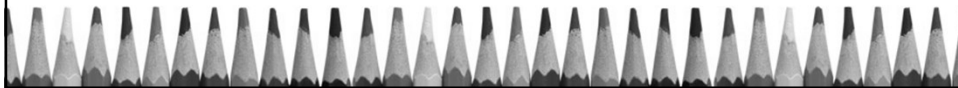
勤務日数：基本的には月日数－8日。本人の体調に合わせても可能。

社会保障：なし

通勤方法：送迎のある場所と無い場所がある。

支援内容：ビジネスマナー、対人スキル、コミュニケーションに関する指導、技術指導（office、電卓、簿記など）講座、B型事業所に順ずるような作業

利用期間：原則2年間

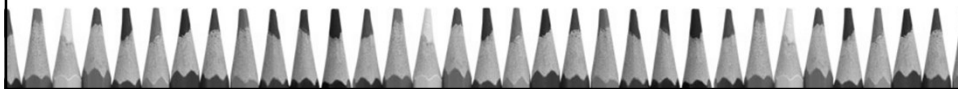


就労定着支援

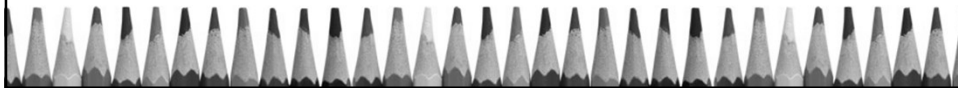
雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行う事業所です。

具体的には

- ①雇用した企業・事業所・自宅などへの訪問や障害者の来所による月1回以上の相談を通じ、生活リズムや体調の管理や家計など、就労に伴い生じている生活面の課題を把握し
- ②就業先の企業担当者や障害福祉サービス事業者、医療機関などと連絡を取りながら課題解決に向け、指導・助言などの必要な支援を行います。
- ③利用期間は最大3年間で、経過後は障害者就業・生活支援センターなどへ引き継がれます。



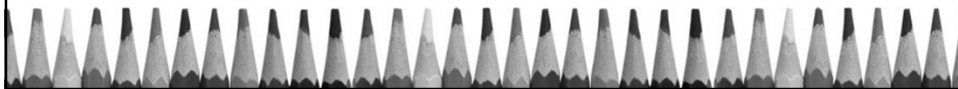
3. 利用するまでの流れ



サービス受給者証発行までの流れ

「サービスを利用するための手帳」を相談支援専門員と一緒に申請する。

- ①本人アセスメント
- ②サービス内容の提案、見学・体験
- ③サービス等利用計画案作成・提出
- ④サービス受給者証発行



計画相談員とは

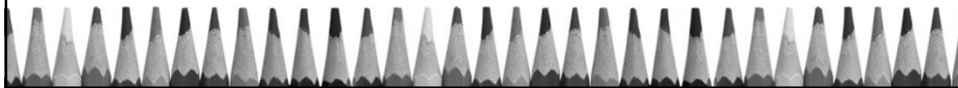
障がいのある方が、

- ・自立した日常生活・社会生活を営めるように支援します。
- ・必要な福祉サービスの情報提供や事業所との連携を行います。
- ・福祉サービス利用に必要な手続きを一緒に行います。

主な業務内容

基本相談：情報提供、他機関との連絡調整

計画相談：計画書の作成、利用手続きや継続利用手続き
サービス受給者証の作成



サービス受給者証発行までの流れ 補足

①本人アセスメント

本人の希望、ニーズを確認して一緒に必要なサービスを検討します。

②サービス内容の提案、見学・体験

使うサービスが決まったら、事業所を探し、見学や体験を実施します。

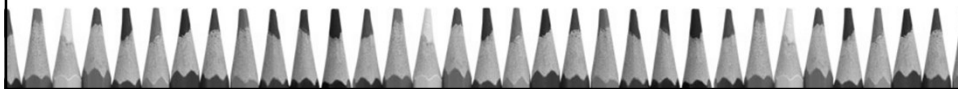
③サービス等利用計画案作成・提出

相談員：計画案を作成し、市役所に提出

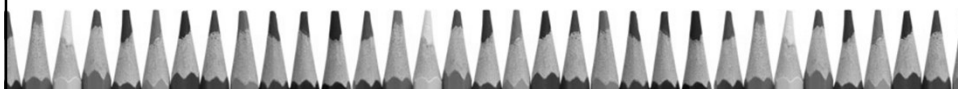
本人・家族：市役所にサービスの利用申請、聞き取りをしにいきます。

※区分認定を受ける場合はここでその旨も伝えます。

④サービス受給者証発行



4.利用料金は？



利用料金

所得に応じた自己負担額＋実費（食費、消耗品等）

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

利用料金

所得に応じた自己負担額＋実費（食費、消耗品等）

1月ごとの利用者負担には上限があります

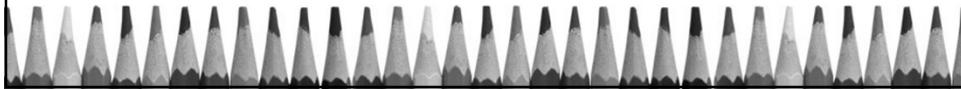
障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

私たちができること

本人が望む将来像を目指す支援



御清聴ありがとうございました。

